

国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程

制定 平成13年4月1日 13規程第26号

最終改正 平成28年3月28日 27規程第99号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 届出及び管理等
 - 第1節 産業財産権等（第4条－第7条）
 - 第2節 プログラム等の著作権（第8条－第14条）
 - 第3節 回路配置利用権（第15条－第19条）
 - 第4節 ノウハウを使用する権利（第20条－第24条）
- 第3章 補償金（第25条－第27条）
- 第4章 発明者等への権利譲渡等（第28条）
- 第5章 雑則（第29条－第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の役員、職員、契約職員及び国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程（16規程第4号）第2条に規定する外来研究員（以下「役職員等」という。）が行った発明等の取扱いを規定することによって、発明者の権利を保障するとともに知的財産権の適正な管理を実現することにより、発明等の促進、研究意欲の向上及び成果の普及を図り、もって産業技術の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「産業財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、及び外国における前記各権利に相当する権利
- 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、外国における前記各権利に相当する権利

2 この規程において「プログラム等の著作権」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権法第21条から第28条までの著作権及び外国における前記各権利に相当する権利をいう。

3 この規程において「回路配置利用権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び外国における前記権利に相当する権利
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における前記権利に相当する権利
- 4 この規程において「育成者権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記権利に相当する権利
 - 二 種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における前記権利に相当する権利
- 5 この規程において「ノウハウを使用する権利」とは、前4項に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利をいう。
- 6 この規程において「知的財産権」とは、産業財産権、プログラム等の著作権、回路配置利用権、育成者権及びノウハウを使用する権利をいう。
- 7 この規程において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、プログラム等の著作権又は回路配置利用権の対象となるものについては創作を、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成を、ノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 8 この規程において「職務発明」とは、役職員等が行った発明等であって、その内容が当該発明等を行った役職員等の所属し、又は所属した研究所の所掌する業務の範囲に属するものうち、当該発明等をするに至った行為が研究所における当該役職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- 9 この規程において「発明者」とは、役職員等として職務発明を行った者をいう。
- 10 この規程において「実施」とは、特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、意匠法第2条第3項に規定する行為、著作権法第2条第1項第11号に規定する著作物の創作若しくは同項第15号、第19号若しくは同条第8項に規定する行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に規定する行為、種苗法第2条第5項に掲げる行為（ただし、品種登録を受ける権利に準用する。）又はノウハウを使用する権利の使用をいう。

（権利の帰属）

第3条 職務発明については、当該職務発明が完成した時に、研究所がその知的財産権を取得する。

- 2 完成した時に研究所が知的財産権を取得することができない職務発明については、当該職務発明が完成した時に、研究所が当該職務発明に係る権利を承継する。

第2章 届出及び管理等

第1節 産業財産権等

（発明等の届出）

第4条 役職員等は、産業財産権及び育成者権（以下「産業財産権等」という。）に係る発明

等を行ったときは、当該役職員等が所属する国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第3章（第6条第1項を除く。）に規定する組織又は組織規則（26規則第6号）第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリーの長（以下「部門等の長」という。）に、その旨を速やかに届け出なければならない。

（産業財産権等の職務発明の認定）

第5条 部門等の長は、前条の届出を受理したときは、当該届出に係る発明等が職務発明であるか否かの認定を行わなければならない。

2 部門等の長は、前項において職務発明でないと認定したときは、その旨を速やかに当該届出をした役職員等に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた役職員等は、当該通知を受けた発明等に係る産業財産権等を所有するものとする。

（産業財産権等の理事長への届出）

第6条 部門等の長は、前条第1項の規定により、届出に係る発明等が職務発明であると認定した場合は、当該職務発明について、産業財産権等の取得以外の方法により成果の普及を図る場合を除き、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 部門等の長は、前項の届出に係る発明等を産業財産権等の取得以外の方法により成果の普及を図るときは、その理由及び取扱いについて、速やかに発明者及び理事長に通知しなければならない。

3 理事長は、第1項の届出又は第2項の通知を受けた場合は、必要に応じて、部門等の長に対し、第1項の届出又は第2項の通知を行った理由に関する意見を求めることができる。

（産業財産権等の取得及び管理）

第7条 理事長は、前条第1項の届出を受理したときは、当該職務発明について速やかに出願等の手続を行い適正に管理する。

2 理事長は、部門等の長に対し、前項の職務発明に係る公表を一定期間行わないことを求めることができる。

3 理事長は、第1項の出願等の手続が完了したときは、その旨を速やかに発明者に通知する。

4 理事長は、第1項の出願等の手続を行った職務発明について、技術移転の可能性等がないと判断した場合には、産業財産権等の取得、特許法第48条の3の出願審査の請求及び産業財産権等の維持を行わないこと（以下「権利放棄」という。）ができる。

5 理事長は、権利放棄を行う場合は、その旨を発明者に対し理由を付して通知する。

第2節 プログラム等の著作権

（創作したプログラム等の管理）

第8条 役職員等は、プログラム等を創作したときは、当該プログラム等を適正に管理しなければならない。ただし、第10条第3項により役職員等がプログラム等の著作権を所有する場合及び第12条第1項により理事長がプログラム等を管理する場合はこの限りではない。

（プログラム等の届出）

第9条 役職員等は、創作したプログラム等について次の各号のいずれかの場合に該当するときは、その旨を部門等の長に速やかに届け出なければならない。

- 一 有償又は無償を問わず、役職員等以外に利用させる場合
- 二 財産的価値が顕在化した場合
- 三 プログラム等の著作権に対し侵害の疑義が生じた場合
- 四 その他必要と認める場合

(プログラム等の職務発明の認定)

第10条 部門等の長は、前条の届出を受理したときは、当該届出に係るプログラム等が職務発明であるか否かの認定を行わなければならない。

2 部門等の長は、前項において職務発明でないと認定したときは、その旨を速やかに当該届出をした役職員等に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた役職員等は、当該通知を受けたプログラム等の著作権を所有するものとする。

(プログラム等の理事長への届出)

第11条 部門等の長は、前条第1項の規定により、届出に係るプログラム等が職務発明であると認定した場合は、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。

(認定されたプログラム等の管理)

第12条 理事長は、前条の届出を受理したときは、届出に係るプログラム等に管理番号を付与し、適正に管理する。

2 理事長は、前項のプログラム等について、著作権法等に基づく登録が必要であると認めるときは、登録手続を行う。

3 理事長は、前項の登録手続が完了したときは、その旨を速やかに発明者に通知する。

(プログラム等の著作者及び発明者)

第13条 第3条第2項に規定する場合を除き、職務発明に係るプログラム等の著作者は研究所とする。

2 創作したプログラム等が職務発明と認定された役職員等は、当然、当該プログラム等の発明者となる。

(著作者人格権の不行使)

第14条 プログラム等の発明者は、プログラム等の著作権が第3条第2項に該当するものである場合には、著作権法第17条に規定する著作者人格権に相当する権利を行使しないものとする。

第3節 回路配置利用権

(回路配置の届出)

第15条 役職員等は、半導体集積回路の回路配置（以下「回路配置」という。）を創作したときは、その旨を速やかに部門等の長に届け出なければならない。

(回路配置の職務発明の認定)

第16条 部門等の長は、前条の届出を受理したときは、当該届出に係る回路配置が職務発明であるか否かの認定を行わなければならない。

2 部門等の長は、前項において職務発明でないと認定したときは、その旨を速やかに当該届出をした役職員等に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた役職員等は、当該通知を受けた回路配置に係る回路配置利用権を所有するものとする。

(回路配置の理事長への届出)

第17条 部門等の長は、前条第1項の規定により、当該届出に係る回路配置が職務発明であると認定した場合は、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。

(回路配置利用権の登録及び管理)

第18条 理事長は、前条の届出を受理したときは、当該職務発明について、半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき、速やかに登録手続を行い適正に管理する。

2 理事長は、部門等の長に対し、前項の職務発明に係る公表を一定期間行わないことを求めることができる。

3 理事長は、第1項の登録手続が完了したときは、その旨を速やかに発明者に通知する。

(回路配置の創作をした者及び発明者)

第19条 第3条第2項に規定する場合を除き、職務発明に係る回路配置の創作をした者は研究所とする。

2 創作した回路配置が職務発明と認定された役職員等は、当然、当該回路配置の発明者となる。

第4節 ノウハウを使用する権利

(ノウハウの届出)

第20条 役職員等は、ノウハウを案出したときは、そのノウハウを厳重に秘匿し、管理し、ノウハウを案出したことを部門等の長に速やかに届け出なければならない。

(ノウハウの職務発明の認定)

第21条 部門等の長は、前条の届出を受理したときは、当該届出に係るノウハウが職務発明であるか否かの認定を行わなければならない。

2 部門等の長は、前項において職務発明でないと認定したときは、その旨を速やかに当該届出をした役職員等に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた役職員等は、当該通知を受けたノウハウを利用する権利を所有するものとする。

(ノウハウの理事長への届出)

第22条 部門等の長は、前条第1項の規定により、当該届出に係るノウハウが職務発明であるとの認定を行った場合であって、成果の普及の観点から、研究所において当該ノウハウの管理が必要と認められるときは、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 部門等の長は、届出に係るノウハウの管理が研究所において必要と認められないときは、その理由及び取扱いについて、速やかに発明者及び理事長に通知する。

(ノウハウの指定及び管理)

第23条 理事長は、前条第1項の届出を受理したときは、当該届出に係るノウハウを研究所において管理すべきノウハウとして指定するとともに、その旨を部門等の長及び発明者に通知しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により指定されたノウハウ（以下「指定ノウハウ」という。）を、

厳重に秘匿し、管理する。

(ノウハウの秘匿)

第24条 発明者は、指定ノウハウを厳重に秘匿し、管理しなければならない。次の各号に掲げる場合を除き、指定ノウハウを他の者に開示又は漏洩してはならない。

- 一 理事長との間の契約において守秘義務が課せられている者に開示するとき
- 二 技術移転を行うために、理事長の承認を得て研究所の役職員等に開示するとき
- 三 理事長が指定ノウハウの指定を取りやめたとき

2 指定ノウハウを知り得た役職員等は、その指定ノウハウを厳重に秘匿及び管理しなければならない。次の各号に掲げる場合を除き、その指定ノウハウを他の者に開示又は漏洩してはならない。

- 一 理事長との間の契約において守秘義務が課せられている者に開示するとき
- 二 理事長が指定ノウハウの指定を取りやめたとき

3 前2項の規定は、発明者及び指定ノウハウを知り得た役職員等が研究所を退職した後も適用する。

第3章 補償金

(登録補償金)

第25条 理事長は、第7条第1項により産業財産権等が登録されたときは、職務発明に対する補償金の支払要領（13要領第146号。以下「補償金支払要領」という。）に基づき、発明者に対して登録補償金を支払う。

(実施補償金)

第26条 理事長は、知的財産権の実施により研究所が収入を得たときは、補償金支払要領に基づき、発明者に対して実施補償金を支払う。

(譲渡補償金)

第27条 理事長は、知的財産権を譲渡することにより研究所が収入を得たときは、補償金支払要領に基づき、発明者に対して譲渡補償金を支払う。

第4章 発明者等への権利譲渡等

(特例)

第28条 理事長は、発明者自らが退職、兼業等により知的財産権を活用することによって成果の普及を推進しようとする場合には、別に定めるところにより、発明者等への権利譲渡等について特別な措置を講じることができる。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第29条 役職員等は、知的財産権に関して、その内容並びに研究所及びその役職員等の利害に關係ある事項について、必要な期間中、それらの秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、役職員等が研究所を退職した後も適用する。

(事務の委任)

第30条 理事長は、この規程に規定する事務の全部又は一部並びにそれらに付帯する業務を他の者に委任することができる。

(異議の申し立て)

第31条 役職員等は、この規程に基づく知的財産権の管理及び補償金の支払いについて、別に定める様式等により異議を申し立てることができる。

2 理事長は、前項に基づき役職員等から異議の申し立てを受けた場合、必要に応じ異議の申立て者から意見を聴取し、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第32条 理事長は、この規程に規定しない知的財産権について、その取扱いを定める必要があるときは、必要な措置を講じる。

附 則 (13規程第26号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 工業技術院職務発明等取扱規程(10工総第10号。以下「旧規程」という。)第4条及び第5条の適用を受けたことにより、現に、職務発明に係る知的財産権の一部を発明者が所有するための申請がなされている場合又は発明者が職務発明に係る知的財産権の一部を所有している場合若しくは過去に発明者が職務発明に係る知的財産権の一部を所有していた場合の知的財産権の取扱いは、その知的財産権が失効するまでの間、旧規程を準用する。ただし、職務発明に係るプログラム等の著作権、回路配置利用権、育成者権及びノウハウを使用する権利についての発明者に対する実施補償金及び譲渡補償金の取扱いは、現に、職務発明に係る知的財産権の一部を発明者が所有するための申請をなしている発明者又はその権利の一部を所有している発明者若しくは過去にその権利の一部を所有していた発明者を除き、この規程を適用する。

2 前項にかかわらず、過去に発明者が職務発明に係る知的財産権の一部を所有していた場合において、平成13年3月31日以前にその知的財産権における全ての発明者の持分の全てを研究所に譲渡しているとき、又は現に発明者が職務発明に係る知的財産権の一部を所有している場合において、平成13年3月31日以前にその知的財産権における全ての発明者の持分の全てを研究所に譲渡する旨の申し出があったと認められるときの知的財産権の取扱いは、この規程を適用する。

3 平成13年3月31日以前に出願等が行われた工業所有権、回路配置利用権及び育成者権並びに平成13年3月31日以前に自己の所属する所長へ届け出られたプログラム等の著作権及びノウハウを使用する権利であって、前2項の規定に該当しない権利の取扱いは、この規程を適用する。

4 平成13年3月31日以前に出願された工業所有権出願を基礎とした優先権主張(パリ優先権、国内優先権を含む。)を伴う出願、その優先権主張を伴う出願を原出願とした分割出願及び変更出願並びに平成13年3月31日以前に出願された工業所有権出願を原出願とした分割出願及び変更出願は、平成13年3月31日以前に出願されたものとみなし、発明者は、旧規程第4条及び第5条の適用を受けることができる。

5 旧規程第8条に規定する補償金の取扱いは、特許庁長官通達「国家公務員の職務発明等に対する補償金支払要領」を準用する。

附 則（16規程第1号・一部改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（17規程第25号・一部改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（22規程第69号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第27号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第93号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程（以下「新規程」という。）の施行前に、改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明規程（以下「旧規程」という。）第4条の規定による届出のあった発明等に係る知的財産権の権利の帰属については、なお従前の例により、研究所に帰属する。

第3条 新規程の施行前に、旧規程第4条の規定による届出のあった産業財産権等に係る職務発明について、新規程第7条第5項の規定により権利放棄の通知が行われた場合には、当該通知を受けた発明者は、自己の費用により自ら手続きを行うことを条件に、権利放棄を行う職務発明の譲渡を求めることができるものとする。

第4条 新規程第25条の規定は、新規程の施行前に旧規程第4条の規定による届出のあった育成者権に係る職務発明については、適用しない。

附 則（27規程第99号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。